平成２４年（フ）第３４１６号
東京都江東区東陽６丁目２－３－103
債務者　土岐　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４４４号
東京都葛飾区東立石４丁目29－13－101
債務者　松本　純一
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５０５号
東京都新宿区大久保２丁目24－２　クレドハウス大久保A15
債務者　高橋　利明
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５４４号
東京都大田区東糀谷１丁目19－９－102
債務者　秋葉　哲也
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５７２号
東京都大田区田園調布本町10－４－101
債務者　岩本久永こと　巖　　久永
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５７８号
東京都渋谷区幡ケ谷１丁目22－11－101
債務者　渡部　裕也
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９０５号
東京都足立区梅田７丁目23－５－401
債務者　近藤　孝一
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９０６号
東京都江東区大島７丁目33－12－201
債務者　外山みどり
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９７７号
東京都足立区花畑８丁目４－５－402
債務者　永尾恵美子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９８号
横浜市保土ケ谷区仏向西20番34号　セラハイツ平成101号
債務者　小林　　守
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９９号
横浜市保土ケ谷区仏向西20番34号　セラハイツ平成101号
債務者　小林　一美
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３５号
静岡県浜松市東区上西町65番地の２、前住所静岡県浜松市中区和合町221番地の７
債務者　田口　　宏
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
島根県浜田市殿町985番地２　202
債務者　遠部　知明
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第２４号
沖縄県沖縄市上地２丁目５番６号
債務者　親川　智樹
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２号
島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番地33
債務者　市川　優希
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月26日午後４時
松江地方裁判所西郷支部破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第１３４４号
東京都台東区清川２丁目28－１　旅館福しま
破産者　西山　静男
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４５号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目1553－70
破産者　小林　和子
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部